

報道発表資料の配付日時 11月22日(水)16時00分

発表項目 (行事名)	営農技術対策号外 暴風雪前後の営農技術対策について	
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者
		発表場所
概要	<p>札幌管区気象台によると、北海道地方は、11月24日(金)から25日(土)にかけて、冬型の気圧配置が強まるため、日本海側を中心に大荒れの天気となる見込みです。</p> <p>このため、農作物等への影響が懸念されることから、営農技術対策(号外10)「暴風雪前後の営農技術対策」を別添のとおり作成し、各(総合)振興局等関係機関・団体に通知したのでお知らせします。</p> <p>北海道の営農技術対策(農政部生産振興局技術普及課ホームページ)  <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gjf/gijyutu/index.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gjf/gijyutu/index.html</a></p>	
参考		

報道(取材)に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	農政部生産振興局技術普及課(担当者:松井 首席普及指導員) TEL ダイヤルイン 011-206-6428 内線 27-803 TEL 公用スマホ 011-585-6101 内線 12643
-------------	---

## 暴風雪前後の営農技術対策

令和5年(2023年)11月22日  
北海道農政部

札幌管区気象台によると、11月24日(金)から25日(土)にかけては、冬型の気圧配置が強まり、日本海側を中心に大荒れの天気となり、暴風雪となるおそれがあります。随時発表される気象情報に十分注意し、対応に努めてください。

札幌管区気象台ホームページ <http://www.jma-net.go.jp/sapporo/>



### 暴風雪時の注意項目

- 1 最新の情報に注意して、天候急変に備えた早めの準備を行う。
- 2 暴風雪の影響を受けやすい地域では早めの行動をとる。
- 3 飼料、燃料、自家発電装置の点検は風雪が強くなる前に終わらせる。
- 4 風雪が強い場合は、むやみに施設等に近づかず、安全の確保を心がける。

#### 第1 共通事項

- 1 除雪作業中は、子供や他の作業員、車両等に十分注意する。
- 2 屋根など高所の除雪作業を行う場合は一人で行わないこと。また、ヘルメット及び命綱など安全策を講じる。

#### 第2 園芸ハウス

##### 1 強風・降雪への対応

- (1) ビニールやハウスバンド等施設各部の損傷・ゆるみなどを点検し、必要に応じて補修する。栽培を終えたパイプハウスは、ビニール等はずす。
- (2) ハウスの気密性を高め、加温施設がある場合は可能な範囲で室温を高め、天張面を温め落雪を促す。ただし、ハウス内に作物がある場合は、温度が上がりすぎないように注意する。
- (3) ビニールが雪の重みでたわんでいるときは、破れの発生や、裂け目が広がり雪の下敷きになることがあるので、下から棒で突かない。
- (4) 停電に備えて自家発電機や簡易暖房機、暖房用ろうそく等を確保して、緊急時に保温暖房できる体制づくりに努める。

## 2 強風・降雪による被災ハウスへの対応

- (1) 強風、降雪で被災したハウスは、速やかに支柱等を点検し修復に努める。その際、曲がった支柱については強度が低下していることから、応急処置を除き使用は避ける。
- (2) 施設各部の損傷・ゆるみなどの状態を総点検し、必要に応じて速やかに補修する。
- (3) ハウス横に雪があると屋根の雪が落ちず、施設の側部がゆがむので、ハウス周辺の堆積雪は除雪する。
- (4) 融雪によってハウス内に水が浸透している場合は排水対策に努め、ハウスサイドの除雪、ビニール被覆を行い、浸透防止を図る。

## 3 停電への対応

- (1) 大雪等で停電となり、保温が困難となる場合、発電機をレンタル等で調達し、保温の維持に努める。
- (2) 発電機が調達出来ない場合は、簡易暖房機や暖房用ろうそく等による暖房と被覆保温を行い、凍害回避に努める。

# 第3 畜産

## 1 生産施設等の点検

- (1) 強風、降雪等により倒壊のおそれのある建物は、可能な限り補強するとともに速やかな除雪を行う。
- (2) 積雪の状況に応じ、畜舎軒下等の除雪対策に万全を期す。特にD型畜舎やハウスなどについては、除雪作業をこまめに実施し、積雪による倒壊を防止する。
- (3) 積雪時は、農場入り口から牛乳処理室までの道路は可能な限り除雪に努め、幹線道路が通行可能になったら直ちに生乳出荷や資材搬入ができる体制をとる。

## 2 事前の停電・断水対策

- (1) 懐中電灯の電池残量や、畜舎・施設などの小道具の置き場所を全員が確認し、また、畜舎内の清掃・整頓を徹底し、夜間停電での突発的な人身事故に備える。特に、畜舎では発電機の手配や、自家発電機の燃料を確認し、試運転を行う。発電能力と使用する。
- (2) 必要電力の確認、断水に備えた給水タンクの手配する。  
発電装置は必要電力に対し、充分に余裕を持った機材を用いる。発電能力に合わせ、搾乳を最優先事項とし、通電する優先順位を決める。

## 3 酪農施設で停電した場合

- (1) 停電で使用不能となった設備(水槽揚水ポンプ、サイロのアンローダー、電気牧柵、自動給餌機、電気温水器、照明器具、自動哺乳装置)を確認し、稼働中に停電した機器や、通電後に再稼働の確認が必要な機器については、ブレーカーを落とし、再稼働の優先順位を確認しやすいマークをつける。
- (2) 停電で搾乳が不可能な場合、牛舎への出入りは必要最小限にし、牛に泌乳刺激を与えない。また、給水制限すると同時に濃厚飼料の給与は控える。  
※ 前回搾乳から16時間以内の搾乳中止は、乳量や乳質に特に問題は生じない。
- (3) 発電装置が手配できる場合は、それらを利用して搾乳・冷却を行う。
- (4) 発電機が安定した状態で設置されていること、発電機の周囲に可燃物がないこと、漏

電の恐れがないことを確認してから、発電を開始する。発電機や電子機器の基盤に急激な負荷を与えないよう、発電機の回転数が安定していることを確認しながら、優先順位に従い、一つずつ機械のスイッチを入れる。

4 停電解消後は、次を参考に対策に努める。

- (1) 通電後は優先順位に従ってブレーカーを戻し、ミルカーなど電気を動力源とする機械が正常に作動するか速やかに点検する。
- (2) 通電忘れがないか、再度確認する。
- (3) 機器が正常に稼働することを確認できたら、直ちに搾乳する。ただし、前搾りを行い凝固物（通称ブツ）の有無を確認し、罹患している場合は治療する。
- (4) 牛の体調を確認して、異常牛は速やかに獣医師の診察を受ける。

5 停電中にバルククーラーで冷却中であった生乳は、速やかに集乳できるよう体制を整える。

なお、出荷の際には、細菌数検査を実施する。

【参考】酪農における災害発生時の停電対策動画（北海道農政部 企画）

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/rakuno/164074.html>



【参考】「災害における酪農危機管理対策マニュアル」（北海道農政部）

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/rakuno/saigaimaua1.html>



6 道路の不通により生乳出荷できない場合

幹線道路の除雪が間に合わず、出荷できない場合は次のことに留意する。

- (1) 情報収集に努め、除雪や集乳状況等の確認を行う。
- (2) やむを得ず廃棄する場合は、環境汚染防止に努める。

お問い合わせ先：生産振興局技術普及課（電話 011-231-4111 内線 27-826）